

## 電子入札心得

### (目的)

第1条 豊前市が発注する建設工事又は測量、建設コンサルタント等に係る業務委託における一般競争入札及び指名競争入札のうち、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、豊前市財務規則（昭和41年規則第4号。以下「規則」という。）、豊前市電子入札実施要綱、その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

### (入札保証金)

第2条 電子入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に規則第93条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第94条の規定により免除された場合は、この限りではない。

### (設計図書の配布)

第3条 仕様書、図面等の設計図書は、原則として入札情報公開システムで配布するものとする。ただし、これにより難しい場合は、契約事務担当課において配布するものとする。

### (内訳書の作成)

第4条 入札参加者は、見積に当たっては設計図書の内容をよく確認し、入札金額の積算内訳を明らかにした内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出しなければならない。

### (入札の方法等)

第5条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、公告又は通知書に示した日時までに、電子入札システムへ入札金額及び電子くじ番号を登録して提出しなければならない。

3 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札しなければならない。

4 入札金額は、内訳書の合計金額と一致しなければならない。

5 入札参加者は、入札書等を提出した後は書換え、引換え又は撤回することはできない。

### (参加資格確認申請書等の提出)

第6条 入札参加者は、事前審査型条件付一般競争入札の場合においては、電子入札システムにより、市長が指定した日時までに、参加資格確認申請書及び入札公告等で求められた添付資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

2 入札参加者は、事後審査型条件付一般競争入札の場合においては、電子入札システムにより、市長が指定した日時までに、参加資格確認申請書等を提出しなければならない。ただし、参加資格確認申請書等について紙媒体での提出を指定している場合又はファイル容量超過等により電子入札システムで添付できない場合には、紙媒体を契約事務担当課に持参して提出するものとする。

3 入札参加者は、提出期間終了後は提出した参加資格確認申請書等を書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書受付締切日の午後5時までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。

2 入札参加者は、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(紙入札書等の取扱い)

第8条 紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札方式参加届出書（様式第1号）を入札公告等に記載された入札書受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参するものとする。

2 紙入札業者は、紙入札用入札書（様式第2号。以下「紙入札書」という。）及び内訳書等の入札参加必要書類（以下「入札参加必要書類」という。）を封入し、次条にて指定する方法により、入札公告等に記載された入札書受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参しなければならない。

3 紙入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。

4 紙入札業者が入札を辞退する場合は、辞退届を入札書受付締切日の午後5時までに、契約事務担当課に持参するものとする。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。

5 紙入札業者は、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

(紙入札書等の提出方法)

第9条 紙入札書は、封筒に入れ封印し、表側に入札案件名、入札日、入札者名を記載した上で、紙入札書及び入札参加必要書類を提出する封筒に入れなければならない。

2 紙入札書及び入札参加必要書類を提出する封筒は、表側に入札案件名、入札日及び「紙入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、封印しなければならない。

3 提出した紙入札書等は書換え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第11条 市長は、システムに障害、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 指名競争入札の場合において、入札執行前に入札参加者が1者となったときは、当該入札の執行を取りやめる。ただし、一般競争入札の場合は、この限りでない。

(無効の入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- (3) 所定の入札保証金等を納付しない者のした入札
- (4) 入札保証金が豊前市財務規則第93条第1項に規定する金額に達しない入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (7) ICカードを不正に取得した者がした入札
- (8) 不正の目的を持ってICカードを使用した入札
- (9) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札
- (10) 公表する予定価格を上回る入札
- (11) 内訳書の添付をせずに入札したとき、又は添付された内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税を除く。)と入札金額が一致しないとき。
- (12) 記名押印を欠く入札(紙入札の場合に限る。)
- (13) 金額の重複記載及び訂正した入札(紙入札の場合に限る。)
- (14) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札(紙入札の場合に限る。)
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第13条 最低制限価格を設定した場合においては、入札を行った者のうち、制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者(事後審査によるものでは落札候補者)とする。

2 市長は、落札者を決定し、その結果を入札者に通知するときは、入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信することにより行うものとする。なお、紙入札業者については、落札者のみに口頭で通知を行う。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い落札者(事後審査によるものでは落札候補者)をさだめる。

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約書の案の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、規則第116条各号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約書等の提出)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者の指定する日（落札決定の通知の日から7日（豊前市の休日定める条例（平成元年条例第16号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内）までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。